

宇陀市子ども・子育て支援事業計画 〈素案〉

平成26年7月

宇 陀 市

〈素案〉

目次

〈第1部・総論〉	1
第1章 計画の概要	2
1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 計画の性格	4
3. 計画の位置づけと期間	4
第2章 宇陀市の少子化の動向と子育ての状況	5
1. 少子化の動向	5
2. 家庭や地域の動向	10
3. 子どもの状況	12
4. 就学前教育・保育の状況	14
5. 地域子ども・子育て支援事業の状況	16
第3章 計画の基本的な考え方	24
1. 基本理念	25
2. 基本的な視点	25
3. 施策目標	26
〈第2部・子ども子育て支援事業計画〉	27
第1章 教育・保育提供区域の設定	28
1. 区域設定の考え方	
2. 区域設定	
第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	29
○幼児期の教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容・実施時期	
第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	37
○地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容・実施時期	
〈P47以下の任意記載事項については調整中〉	
第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保	
第5章 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	
第6章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	
第7章 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために 必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	

第1部 総論

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

急速な少子高齢化の進行等によって地域社会や家庭を取り巻く環境が変化している中で、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つことができる地域社会の形成を目的とし、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならないという基本理念の基で、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」*が制定されました。

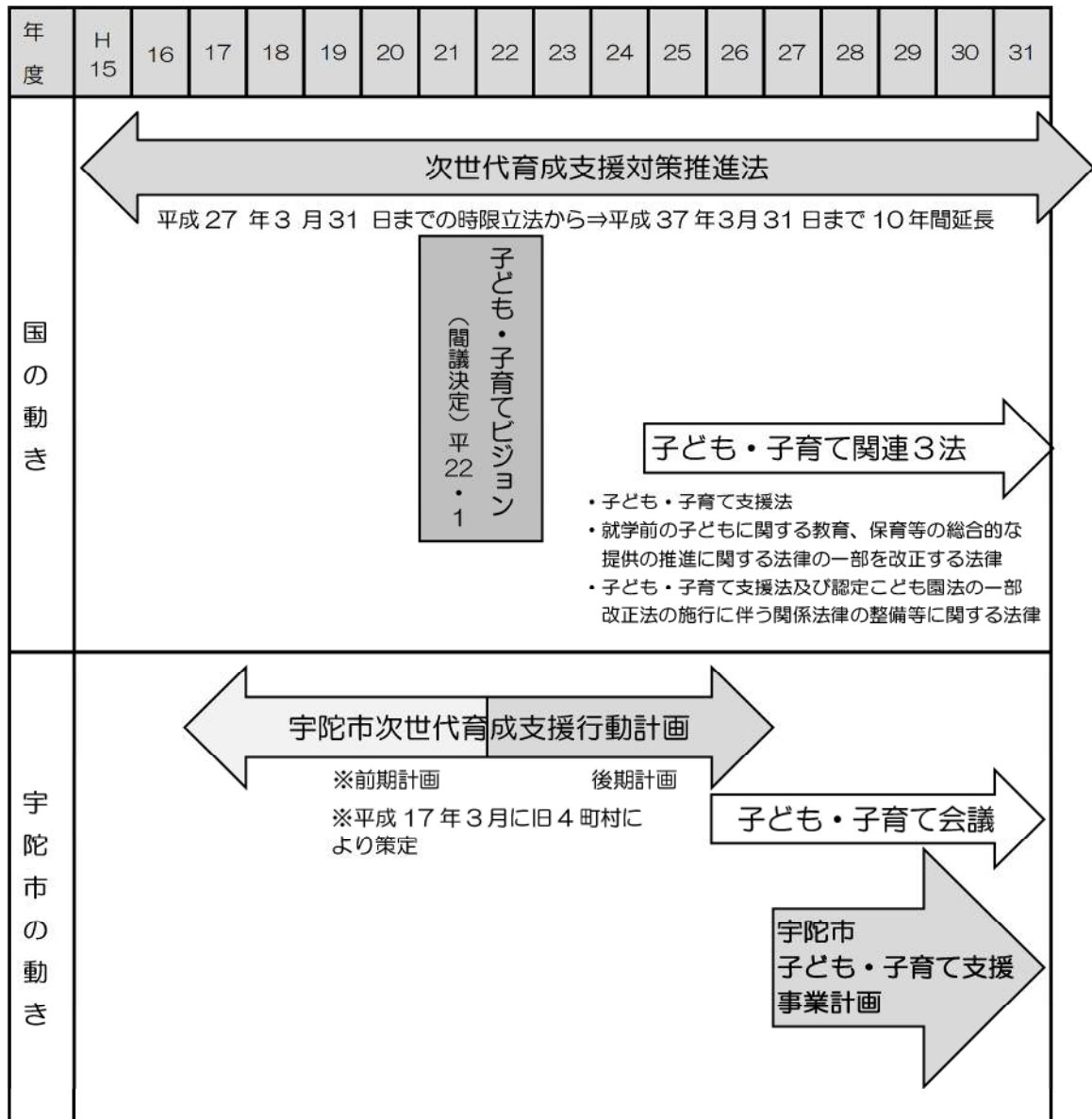
また、働き方に関する意識や環境の見直しによる仕事と生活の調和の実現をめざし、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が公表されるとともに、平成22年1月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」として社会全体で子育てを支えるために、「生活と仕事と子育ての調和」をめざすこととされました。（*「次世代育成支援対策推進法」は平成37年3月31日まで10年間延長されました。）

宇陀市においては、2005（平成17）年3月に旧大宇陀町、旧菟田野町、旧榛原町、旧室生村がそれぞれ「次世代育成支援行動計画」（前期計画）を策定し、総合的な子育て支援を行ってきました。この間社会経済情勢、子どもを取り巻く環境等が変化する中、これまでの実績や効果を踏まえ旧町村前期計画の見直しを行い、新しく宇陀市として2010（平成22）年3月「次世代育成支援後期行動計画」を策定しました。

そうした中で、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備が計画的に図るとともに、全ての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度からは『子ども・子育て支援新制度』がスタートします。

このため、宇陀市においては次世代育成推進対策法に基づく「宇陀市次世代育成後期行動計画」に掲げる理念、基本的な視点及び施策目標を引き継ぐとともに、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新法に基づき、「宇陀市子ども・子育て会議」を設置し、後期計画における取り組みを分析・評価するとともに、各種ニーズ調査により把握した利用希望などを踏まえ審議を行い、平成27年度からスタートする「宇陀市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

関係法令等と宇陀市子ども・子育て支援事業計画の関連図



2. 計画の性格

本計画は、おおむね 18 歳未満のすべての子どもとその家庭、地域、事業者、行政などを対象としており、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的に策定します。あわせて、新法に基づき、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえ策定するものです。

さらに、基本指針に基づき、奈良県が策定する「奈良県こども・子育て応援プラン」や「宇陀市総合計画」などの関連する他の計画との整合を図り、子ども・子育てに関する各種施策及び事業を総合的に実施します。

3. 計画の位置づけと期間

本計画の計画期間については、（新法において 5 年間と定められているため）平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で第 1 期とします。

なお、基本指針に基づき、計画期間の中間年となる平成 29 年度を目安として、本計画の達成状況の点検及び評価の結果に応じて、必要な場合には、第 1 期計画の見直しを行います

年度	平成 27	28	29	30	31
宇陀市 子ども・子育て支援 事業計画	第 1 期計画（計画期間：5 年間）				
	※中間年（平成 29 年度）を目安に必要な場合は、計画の見直しを実施				

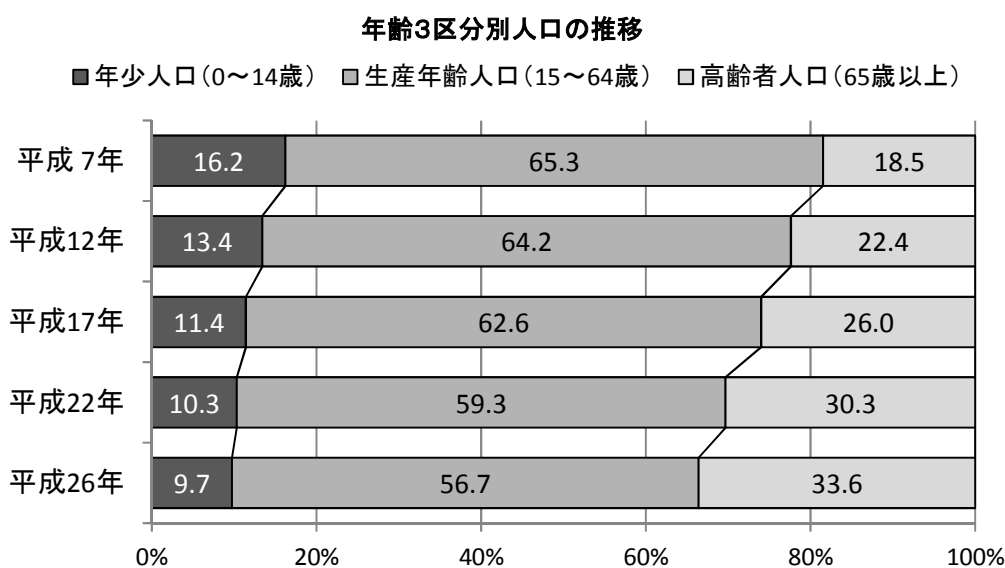
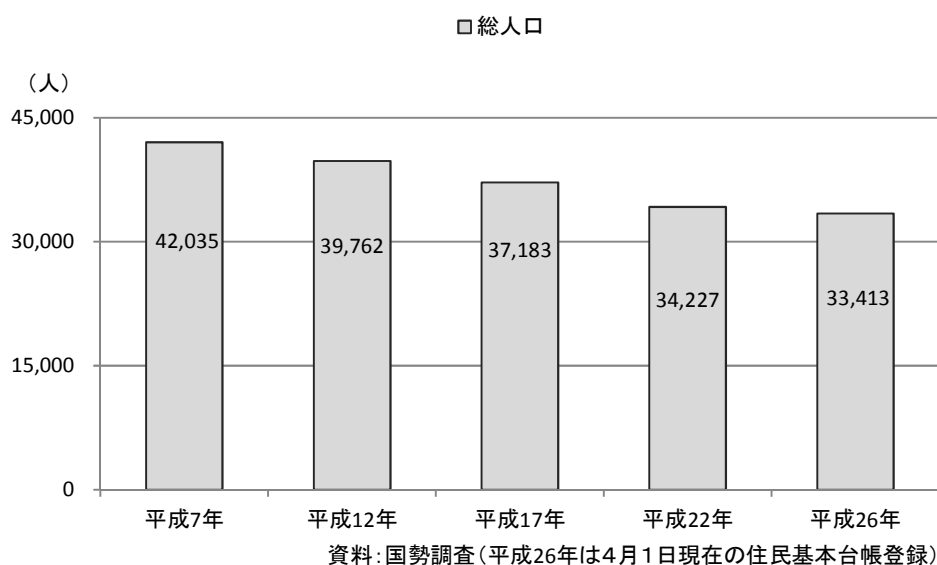
第2章 宇陀市の少子化の動向と子育ての状況

1 少子化の動向

(1) 人口の推移

総人口は、減少傾向が続いており、平成26年4月現在 33,413 人となっています。

また、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口比率については減少傾向にあり、平成26年では9.7%となっています。一方、高齢者人口比率については増加傾向となっており、少子・高齢化が急速に進行しています。

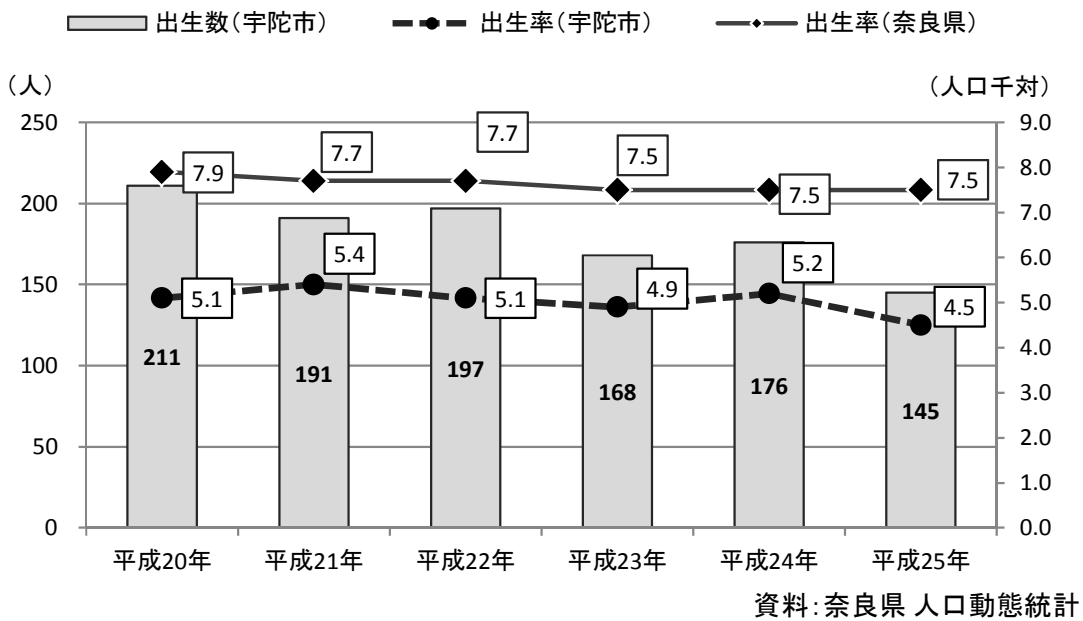


(2) 自然動態と社会動態

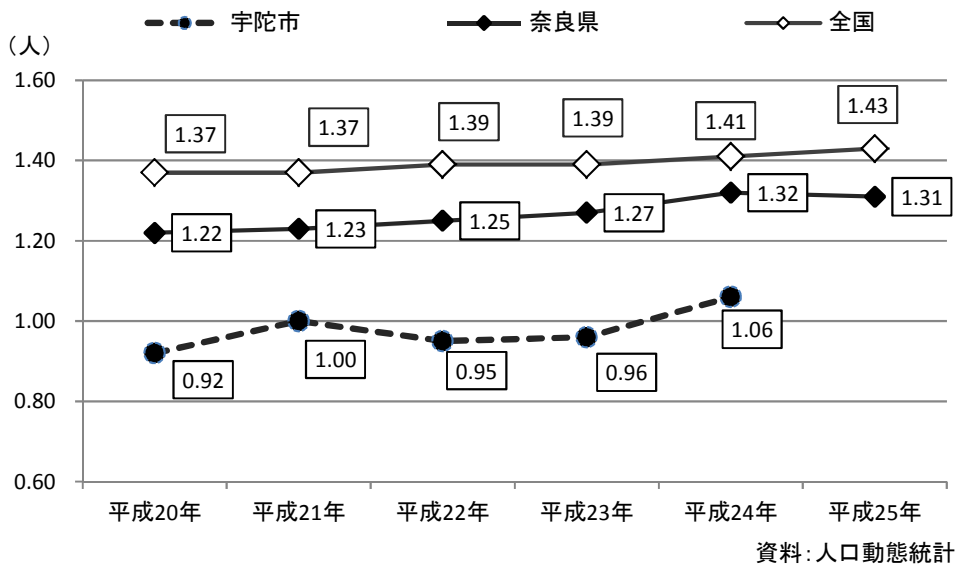
①出生数と出生率の動向

出生数の動向をみると、減少傾向が続いており、平成25年では145人となっています。出生率については、近年5前後（人口千人あたり）で推移しており、平成25年では4.5となっています。奈良県の値7.5と比較すると低い値となっています。

また、合計特殊出生率については、平成24年では1.06となっており、全国や奈良県の値を下回っていますが、近年わずかながら上昇傾向がみられます。



合計特殊出生率の推移



※合計特殊出生率：女性（15歳～49歳）が出産する子ども数

②転入と転出の動向

転入と転出の動向については、各年マイナスとなつてはいるものの、平成 21 年以降は減少がゆるやかな傾向となっています。

◆転入と転出の動向

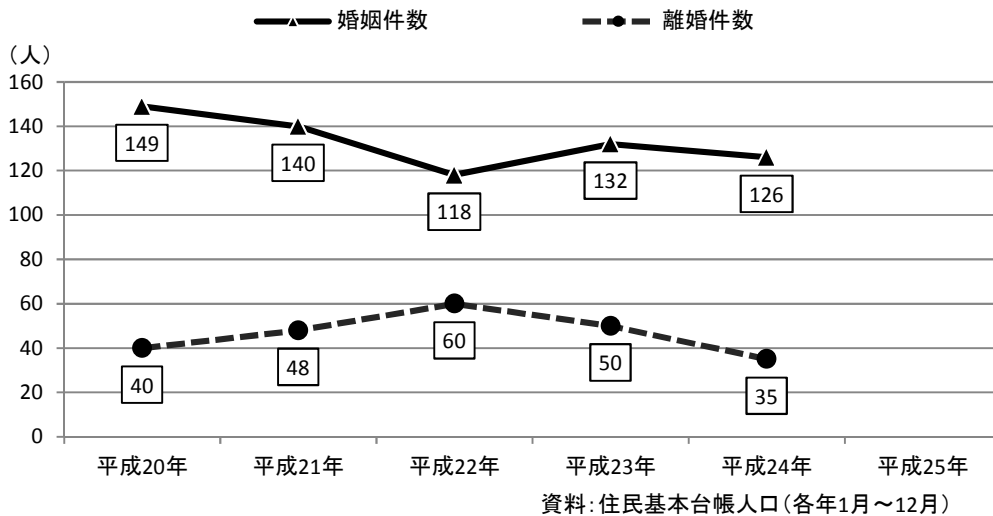
単位：人

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
転入	733	702	737	753	717	678
転出	1,189	1,214	1,080	1,063	1,002	921
社会増減	-456	-512	-343	-310	-285	-243

資料：住民基本台帳人口（各年1月～12月）

(3) 婚姻と離婚の動向

婚姻と離婚の推移をみると、婚姻件数については、減少傾向が続いており、平成 24 年では 126 件となっています。離婚件数については、平成 22 年以降減少しており、平成 24 年では 35 件となっています。



20～30 歳代の未婚率についてみると、すべての年代で未婚率が上昇傾向にあります。男女ともに 30 歳代後半の上昇率が高く、晩婚化が進んでいることがわかります。

◆未婚率の推移

男性 単位：%

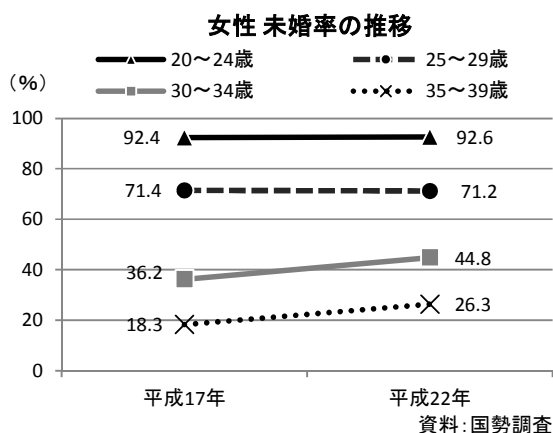
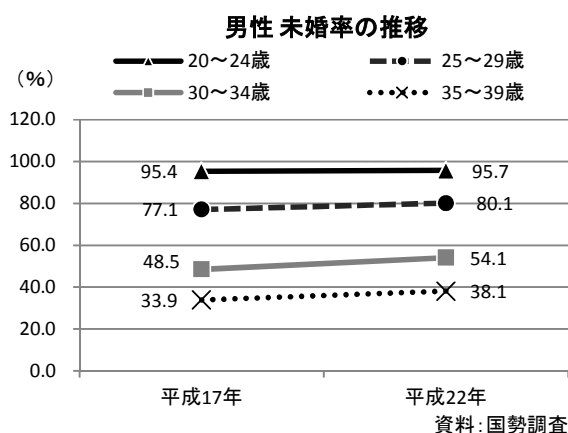
	平成17年	平成22年
20～24歳	95.4	95.7
25～29歳	77.1	80.1
30～34歳	48.5	54.1
35～39歳	33.9	38.1

資料：国勢調査

女性 単位：%

	平成17年	平成22年
20～24歳	92.4	92.6
25～29歳	71.4	71.2
30～34歳	36.2	44.8
35～39歳	18.3	26.3

資料：国勢調査



(4) 児童数の動向

11歳未満の児童数の動向をみると、年々減少傾向にあり、平成25年現在2,474人となっています。内訳は、0～5歳1,072人、6～11歳1,402人となっています。また、今後の推計値をみると、減少傾向は続くと予測されています。

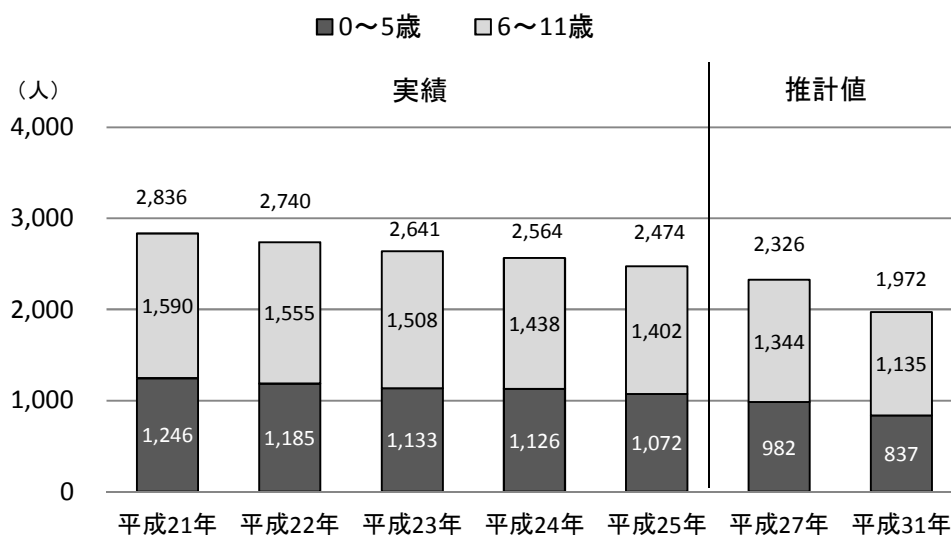
◆児童数の動向

単位：人

	実績					推計	
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成27年	平成31年
0～5歳	1,246	1,185	1,133	1,126	1,072	982	837
6～11歳	1,590	1,555	1,508	1,438	1,402	1,344	1,135
合計	2,836	2,740	2,641	2,564	2,474	2,326	1,972

資料：住民基本台帳登録人口+外国人登録人口 4月1日時点（平成25年は日本国籍人口+外国籍人口）

推計値は、コーホート変化率法による値

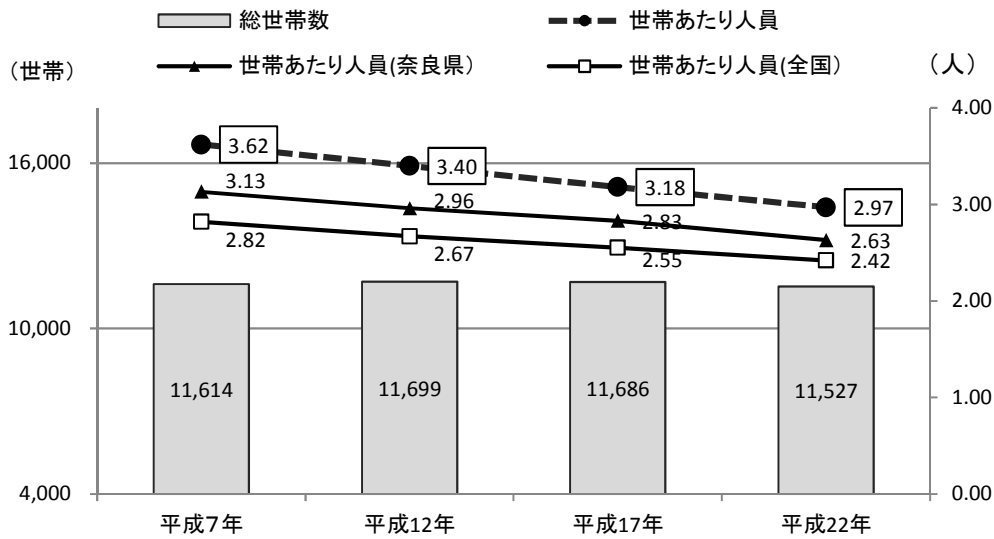


2 家庭や地域の動向

(1) 世帯の状況

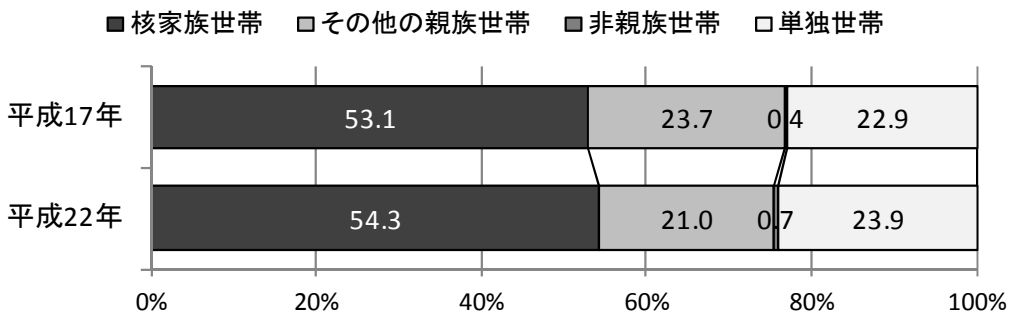
世帯の推移をみると、総世帯数は平成12年以降減少傾向となっており、平成26年現在で11,527世帯となっています。世帯あたり人員については、全国や奈良県と比較すると高い値となっていますが、急速な減少傾向がみられ、平成26年現在2.97人となっています。また、世帯構成の推移をみると、核家族世帯や単独世帯の増加傾向がみられます。

◆総世帯数と世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査(平成26年は4月1日時点の住民基本台帳登録人口)

◆世帯構成の推移



資料：国勢調査

(2) 就労の状況

平成22年国勢調査によると、本市の就業率の状況は、男女ともに奈良県全体と同水準で、男性60.7%、女性38.7%となっています。

本市における女性の労働力率は、全国や奈良県と同様30歳～39歳までの子育て期で低くなっていますが、また、平成17年から平成22年の5年間の推移をみると特に30～34歳の労働力率が上昇しています。

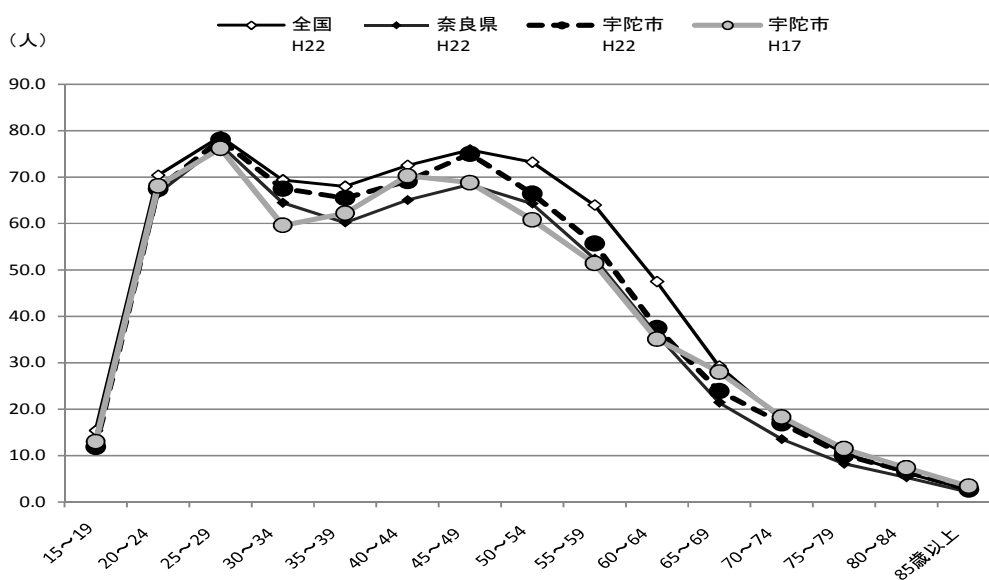
◆男女別就業率の状況（平成22年）

単位：人

	男性			女性		
	15歳以上人口	就業者	就業率	15歳以上人口	就業者	就業率
宇陀市	14,324	8,699	60.7%	16,359	6,329	38.7%
奈良県	564,359	345,070	61.1%	644,449	251,455	39.0%

資料：国勢調査

女性の労働力人口比率



資料：国勢調査

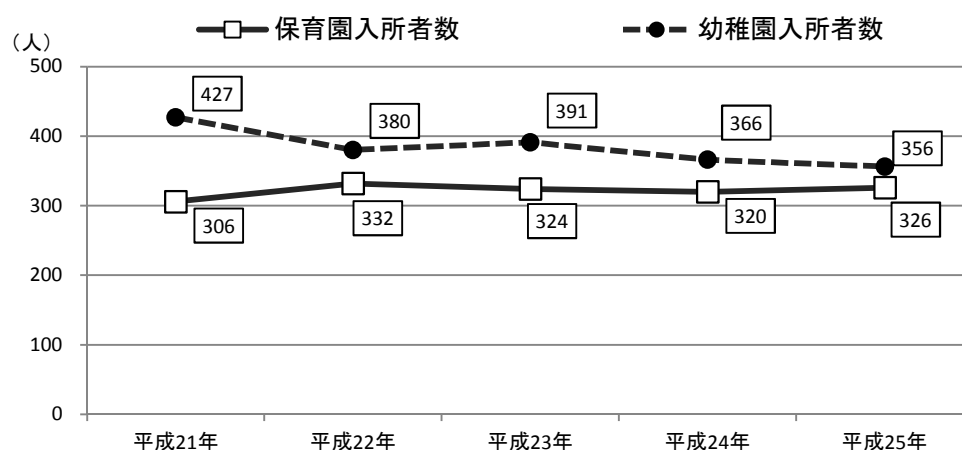
3 子どもの状況

(1) 園児数の推移

幼稚園・保育園入所者数の推移をみると、幼稚園は、減少傾向が続いている一方で、保育園は、増加傾向となっています。

待機児童数については、これまでのところ0人で推移しています。

◆幼稚園と保育園の入所者数の推移

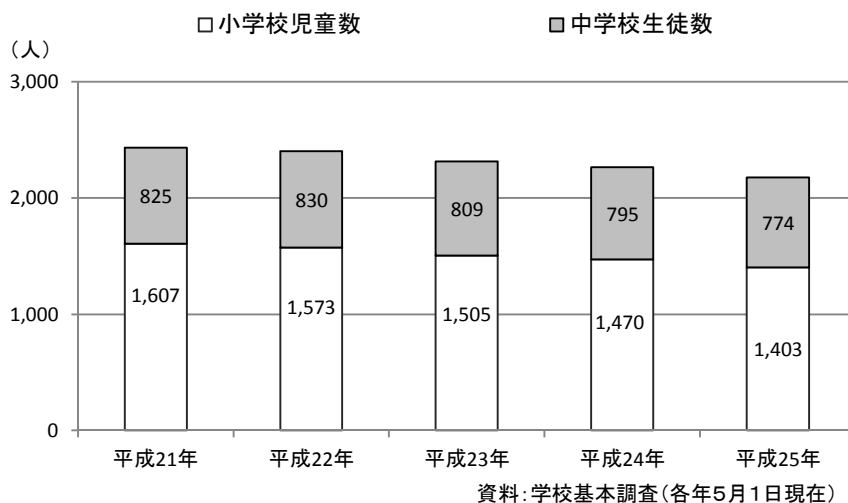


資料：保育園は、各年4月1日現在、幼稚園は学校基本調査（各年5資料現在）

(2) 児童・生徒数の推移

小中学校児童・生徒数の推移をみると、小学校・中学校ともに減少傾向となっています。

◆小中学校児童・生徒数の推移



◆小中学校児童・生徒数の状況（平成25年度）

	小学校	中学校
学校数	7	4
児童・生徒数 総数	1,403	774
1年生	194	255
2年生	224	254
3年生	219	265
4年生	262	-
5年生	241	-
6年生	263	-

資料：学校基本調査（平成25年5月1日現在）

4 就学前教育・保育の状況

(1) 保育園・幼稚園・認定こども園の状況

市内の保育園については、平成25年で5か所、定員数は496人となっています。入所者数は、定員を170人下回る状況となっています。幼稚園については、平成25年で5か所、定員数は840人となっており、入所者数は356人で定員を大幅に下回っています。認定こども園は、平成25年現在ありません。

◆保育園と幼稚園の定員及び設置数

単位：か所、人

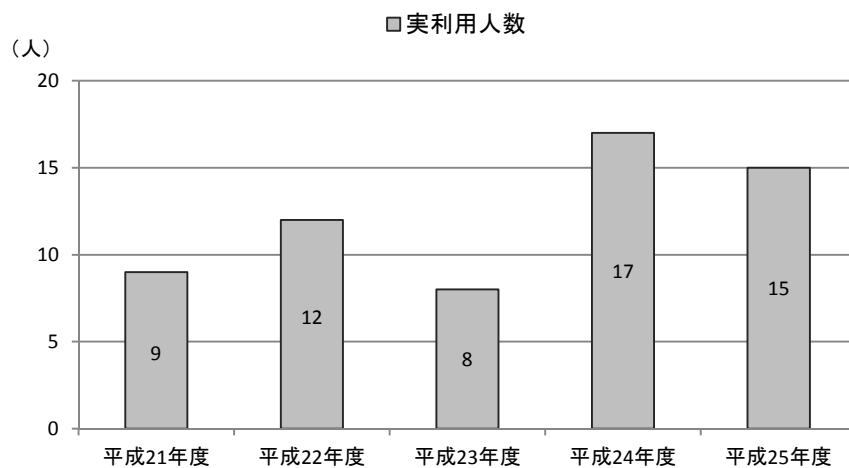
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
保育園(園)	か所数	5	5	5	5	5	
	定員数	511	511	496	496	496	
	入所者数	306	332	324	320	326	
	公立保育園	か所数	4	4	4	4	4
		定員数	440	440	425	425	425
		入所者数	236	263	255	254	261
	私立保育園	か所数	1	1	1	1	1
		定員数	71	71	71	71	71
		入所者数	70	69	69	66	65
幼稚園(公立)	か所数	5	5	5	5	5	
	定員数	920	920	840	840	840	
	入所者数	427	380	391	366	356	

資料：保育園は、各年4月1日現在、幼稚園は学校基本調査(各年5月1日現在)

(2) 乳児保育・低年齢児保育の実施状況

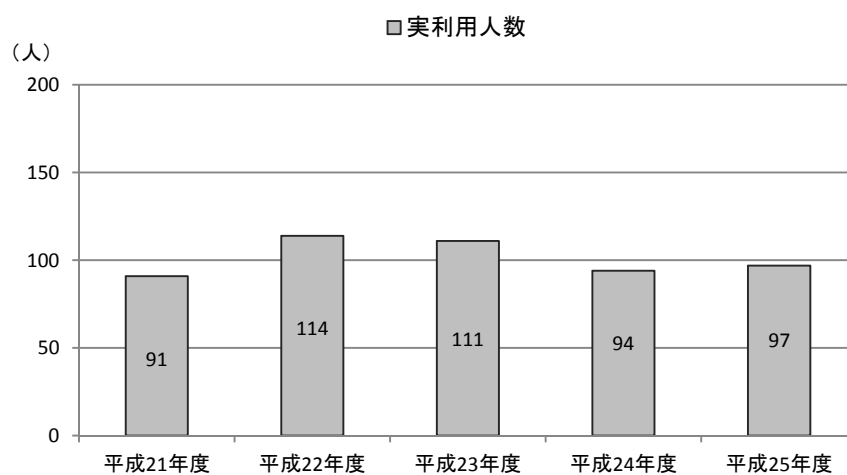
乳児（0歳児）保育については、5か所すべての保育所で実施しており、平成25年度の実利用人数は15人となっています。

◆乳児(0歳児)保育の実施状況



低年齢児（1、2歳）保育についても、5か所すべての保育所で実施しており、平成25年度の実利用人数は97人となっています。

◆低年齢児(1・2歳児)保育の実施状況



5 地域子ども・子育て支援事業の状況

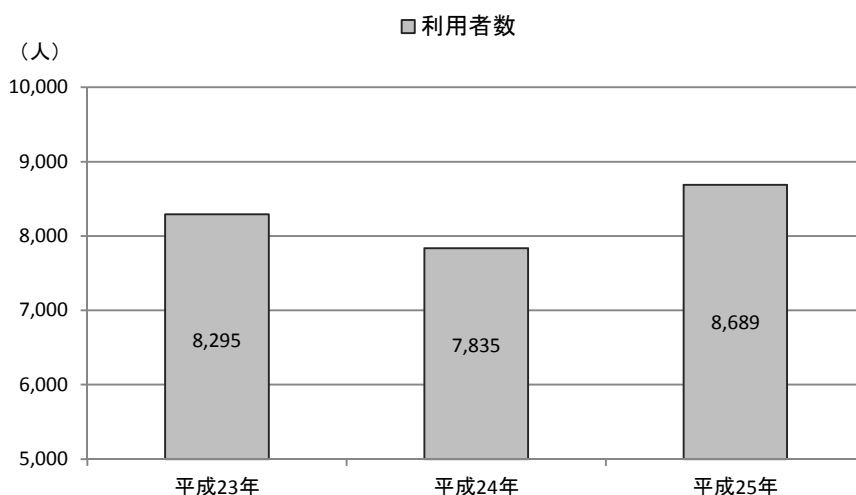
(1) 利用者支援（新規）

利用者支援については、現在、子育て支援センターにて、子育てに関する情報提供や相談等実施しています。

(2) 地域子育て支援拠点事業 等

地域子育て支援拠点事業については、平成 22 年度までは保育所内3箇所で実施していましたが、平成 23 年度からは子育て支援センターを設置し、センター型として実施しており、平成 25 年度の利用者数は 8,689 人となっています。

◆地域子育て支援拠点事業



資料：次世代育成支援後期行動計画 進捗状況報告

つどいの広場（各保育所等で実施）については、7箇所で実施していますが、利用者数は減少しており、平成 25 年度で 380 人となっています。親子教室（子育て支援センターで実施）については、平成 25 年度の利用者数が 2,025 人となっています。

◇つどいの広場

単位：か所、人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
利用者数			563	559	380
実施施設数			6	6	6

◇子育て支援事業利用延人数

単位：人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
親子教室（すくすく教室）			2,001	1,994	2,025

(3) 妊婦健康診査 等

妊婦健康診査については、平成 25 年度では受診券交付数が 190 人となっています。

◆妊娠の届出状況

単位：人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
妊娠の届出者数	189	180	198	137	178

◆妊婦一般健康診査の状況

単位：人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
受診券交付数	198	196	173	140	190

乳幼児健康診査については、5種類の健診を実施しており、平成 22 年度以降はいずれも受診率が9割前後となっています。この他、母子保健事業として下記の各教室や相談事業にも取り組んでいます。

◇乳幼児健診

単位：人、%

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
4～5か月児健康診査					
対象者数	189	164	181	171	134
受診率	92.6	93.3	95.0	93.6	97.8
受診後フォロー率※	25.7	19.6	26.7	36.3	36.6
10～11か月児健康診査					
対象者数	193	184	161	166	164
受診率	88.6	97.3	95.7	94.6	93.2
受診後フォロー率※	29.1	34.1	40.3	42.7	50.3
1歳6か月児健康診査					
対象者数	193	208	178	162	166
受診率	88.6	92.3	91.6	95.7	98.8
受診後フォロー率※	45.0	49.5	50.3	63.2	70.7
3歳児健康診査					
対象者数	218	219	202	206	177
受診率	76.1	90.4	88.6	90.3	92.1
受診後フォロー率※	54.2	50.5	48.6	47.8	52.1
2歳児歯科検診					
対象者数	174	210	200	161	171
受診率	82.2	85.7	87.5	92.5	90.1

◇教室・相談参加状況

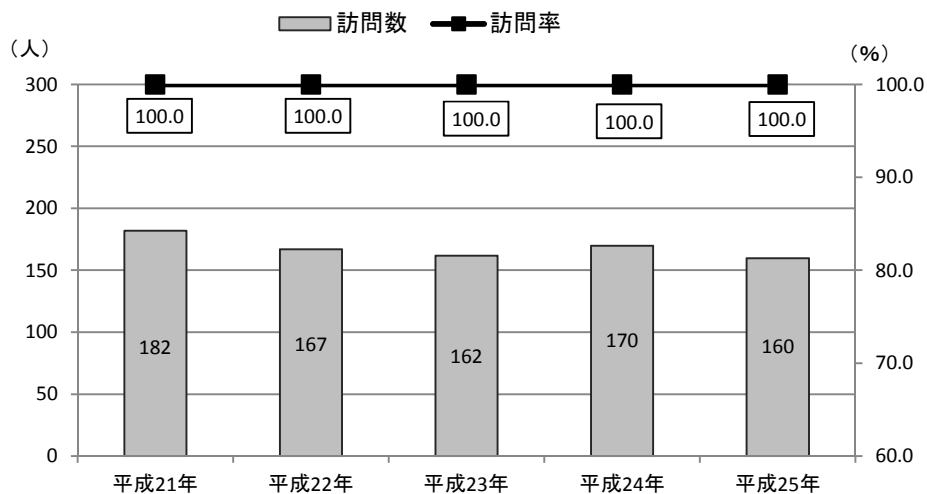
単位：人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
母親教室	60	48	51	58	59
育児教室	50	130	86	121	123
カンガルー教室	65	106	49	69	102
たまひよサロン	—	45	33	40	45

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問については、これまで対象家庭への訪問率は100%で推移しており、平成25年の訪問数が160人となっています。

◆乳児家庭全戸訪問事業



(5) 養育支援訪問事業 等

養育支援訪問事業については、平成 25 年は児童数 5 人、世帯数は 2 世帯となっています。

また、児童虐待の認知件数は、近年 70 件前後で推移しています。

虐待の内訳をみると、「身体的虐待」「心理的虐待」が多く、年齢別では「6～11 歳」が最も多くなっています。

家庭児童相談室への相談件数については、平成 22 年度以降増加傾向にあり、平成 25 年度は 157 件となっています。

◆養育支援訪問事業

単位：世帯、人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
世帯数					2
児童数					5
児童延人数					

◇児童虐待認知件数

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
件数		70	72	76	66

◇児童虐待認知件数の内訳（平成25年度・重複を含む）

	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	総計
0～3歳	1	4	4	0	9
4～5歳	5	7	2	0	14
6～11歳	14	10	8	0	32
12～15歳	2	3	1	0	6
16～18歳	3	0	4	0	7
合計	25	24	19	0	68

◇家庭児童相談室への相談件数

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
件数		76	82	103	157

(6) 子育て支援短期利用事業

子育て支援短期利用事業（ショートステイ）については、児童養護施設への受入体制は準備ができて
いる状況にありますが、平成 25 年度までは利用者はありません。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターの利用状況は、平成 25 年度は利用会員 60 人、サポート会員 44
人、両方会員 19 人で、活動件数は 106 件となっています。

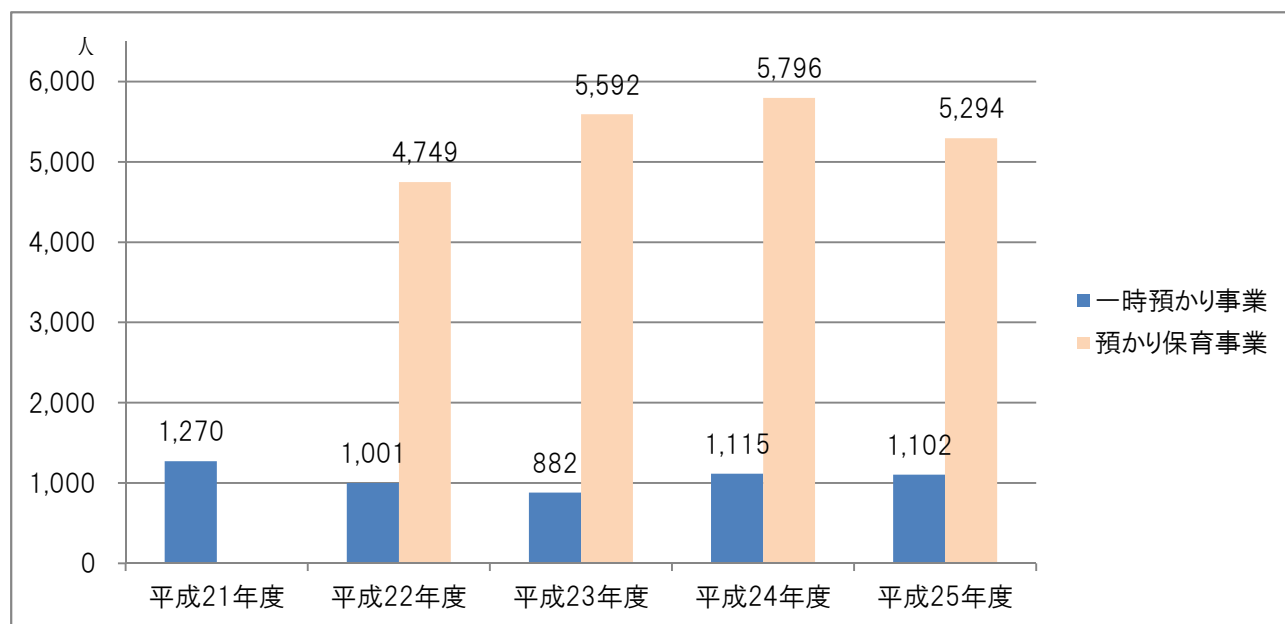
◇ファミリー・サポート・センターの利用状況

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
会員 数	合計					123
	利用会員					60
	サポート会員					44
	両方会員					19
活動件数						106

(8) 一時預かり事業

一時預かり事業については、平成 23 年度から5か所で実施しており、延べ利用人数は平成 25 年度で1,102 人となっています。

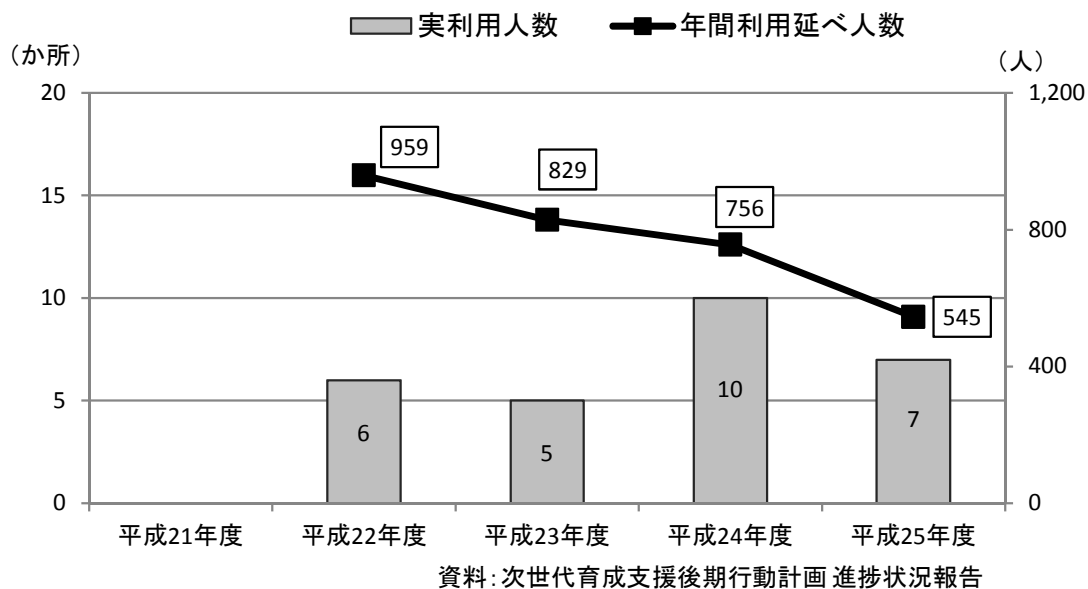
また、幼稚園での預かり保育については、5か所で実施しており、平成 25 年度の延べ利用人数は5,294 人となっています。



(9) 延長保育事業

延長保育については、平成 25 年現在実施か所は 1 箇所、実利用人数は 10 人以下で推移しています。利用延べ人数は減少傾向にあり、平成 25 年度は 545 人となっています。

◆延長保育事業



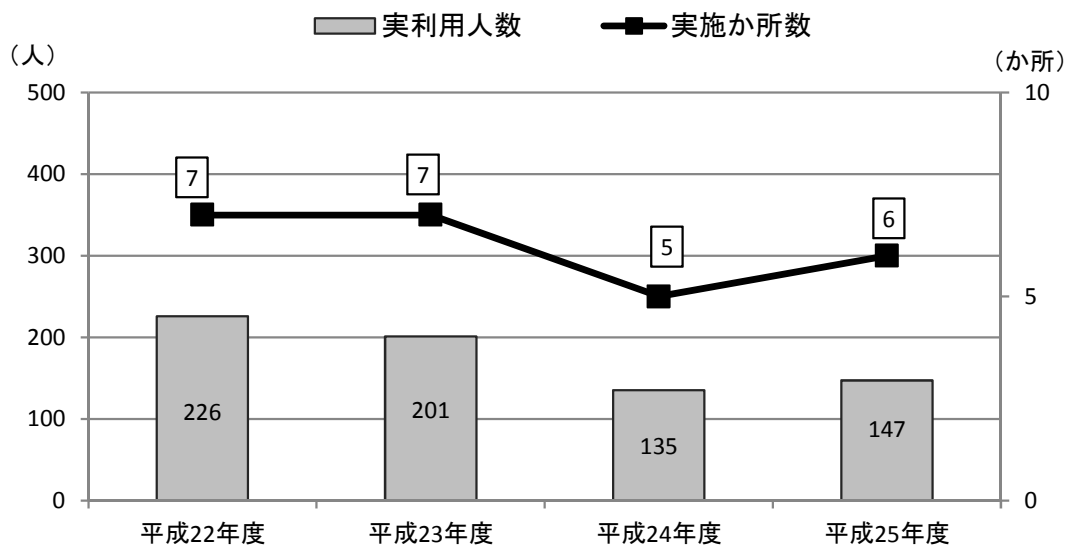
(10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業については、平成 25 年度まで実施されていません。

(11) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブについては6か所で実施しており、実利用人数は平成 25 年度 147 人となっています。

◆放課後児童クラブ



資料: 各年5月1日現在

第3章 基本的な考え方

宇陀市次世代育成支援後期行動計画においては、「計画の基本的な考え方」として、「基本理念」及び「基本的な視点」を掲げ、次世代育成行動計画を推進してきました。

この「基本的な考え方」は、宇陀市における子どもの育ちや子育てを支援・応援するうえにおいては普遍的なものであるため、「宇陀市子ども・子育て支援事業計画」において、この理念を踏襲すべきものであると考えます。

ただし、「子ども・子育て支援法」にもとづく「基本指針」を踏まえ、若干、語句の修正を行うこととします。

「子ども・子育て関連3法」について

＜幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため＞

＜名称＞

◎子ども・子育て支援法

◎認定こども園法の一部改正法

◎子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う

関係法律の整備等に関する法律

＜制度の目的＞

1.質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」の改善を目指すこと

2.保育の量的拡大・確保

保育の質を確保しながら、より多くのニーズに応えるため地域型保育給付と呼ばれる、「小規模保育」、「家庭的保育」、「居宅訪問型保育」、「事業所内保育」など、さまざまな手法による保育に対するメニューを充実させて待機児童の解消を目指す。

3.地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えられるよう、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」、「延長保育」、「地域子育て支援拠点事業」などの事業の拡充を図ること

1. 基本理念

子どもも親も 地域に見守られ ともに健やかに育ち 未来に羽ばたけるまち 宇陀

2. 基本的な視点

(1) 子どもの視点

すべての子どもが、生まれてきたことを喜ばれ、かけがえのない存在として尊重されるよう、子ども・青少年の視点に立った子育て支援を推進していきます。

(2) 次代を担う子どもを応援する視点

すべての子ども・青少年が人とのかかわりの中で、豊かな人間性が形成され、自立した時代の親になっていくための、長期的な視野に立った健全育成への取り組みや環境づくりを推進していきます。

(3) 家庭を支援する視点

すべての親が子育てに責任と喜びを感じ、子どもとの生活に安らぎや夢をもち続けられるよう、すべての子どもと家庭の子育て力を高めるための支援を推進していきます。

(4) 地域社会全体での支援の視点

多様な人々の協力と、助け合いにより生まれる自主的な活動の中で、子育ての楽しさや大変さが分かち合えるよう、地域・家庭・企業・行政等が連携し、地域社会全体での支援を推進していきます。

(5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現の視点

市民一人ひとりが家庭や地域生活などにおいても、仕事と生活の調和のとれた生き方が選択できる社会の実現の視点に立った支援を推進していきます。

(6) 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築の視点

就労と子どもの育成の両立を切れ目なく成長段階に合わせ、一貫してカバーできる子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取り組みなど、すべての市民が安心して出産・子育てができる社会の実現、という視点に立った支援を推進していきます。

3. 施策目標

基本理念、基本的な視点に基づき、次のような6つの施策目標を定めます。

(1) 子どもが心身共に健やかに成長するための支援

子どもと母親の健康を守り、育児不安の軽減を図るとともに、すべての子どもたちの、自尊感情が育まれ、心豊かにたくましく生きる力を育てる環境整備を進めます。また、子どもたちが、大切な命を時代に受け継いでいくという意識や子どもを生み育てることの意義を学ぶ環境づくりを推進します。

(2) 子どもの安全確保

交通事故や子どもたちを狙った犯罪の増加等、子どもの生活環境は厳しさを増しています。このような被害から子どもを守るため、警察、関係期間、団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通安全教室の実施など総合的な防止対策を進めるとともに、子どもたちが安全に育つまちづくりを推進します。

(3) 子どもの人権尊重と権利意識の推進

すべての人々が人権感覚を身に着け、自ら考え、積極的に行動できるような社会の実現をめざして、地域社会における人権教育の推進と学習機会の充実を図るとともに、児童虐待やいじめなどの早期発見による未然防止のために、相談・支援体制の充実を図ります。

(4) 子育てを支援する生活環境づくり

希望するすべての人が出産・子育てを安心して実現するため、子育てにやさしい生活環境の整備を目指しとともに、すべての子育て家庭への支援として、育児相談や親たちが気軽に集まれる場の提供などの施策の普及強化や利用しやすい仕組みづくりに取り組んでいきます。また、子育て中の親が社会参加しやしよう、保育サービスの充実をはかるため、成長段階に合わせ、一貫して子育て支援ができるよう関係機関との連携を密にします。

(5) 子育てと仕事の両立（ワーク・ライフ・バランス）の支援

働きながら子育てをしている人たちのため、多様な保育サービスの充実を図っていくとともに、子育てと仕事の両立が困難な状況に置かれがちなひとり親家庭に対して、自立支援の充実に取り組んでいきます。また、男女が共同して子育てをする意識の高まりや「仕事と生活の調和」を実現することが出来る社会をめざし、国や奈良県とともに啓発活動を進めていきます。

(6) 地域における子育ての支援

子育て中の親が子育てに喜びを感じ、責任を持って子育てができるよう、地位社会のあたたかい見守りや支援等の地域活動がしやすい環境整備を進めます。また、人や施設など地域資源を活用した多様な体験活動の機会を充実させるよう、人と人とのネットワークづくりを進めます。

空白

第2部 子ども子育て支援事業計画

(法第61条)

第1章 教育・保育提供区域の設定

1 区域設定の考え方

区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があります。

その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することが求められます。

2 区域設定

上記の考え方をふまえ、4中学校区単位、保健センターエリア（1）単位の設定が考えられ、児童数や教育・保育施設の状況等を分析し、比較検討しました。

比較検討の結果、教育・保育の視点からみて、4中学校区単位とすることが最も小中学校への進学実態を反映しており一貫性を持っていることから、基本として、中学校区単位を教育・保育提供区域とし、市民ニーズや各事業の利便性等において区域の拡大や縮小が必要となる場合には、一定の配慮をするものとします。

また、事業計画の見直しの時期において区域設定についても併せて必要があれば検討を行います。

○宇陀市地域の現状

区域	中学校区	小学校区	保健センターエリア
概要	中学校区の単位である	小学校区の単位である。	『公の施設改革計画』で子育て支援事業を充実強化するための施設配置エリアとして設定されている単位である。
区域数	4区域	7区域	1区域（市全体）
平均人口	8,442人	4,823人	1,109人
平均未就学児童数	277人	158人	1,109人
平均幼稚園定員	184人	131人	920人
平均幼稚園入園者数	80人	45人	286人
平均保育園定員	143人	82人	575人
平均保育園入所者数	85人	48人	340人
幼稚園数	5	5	5
保育園数	5	5	5

第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「提供区域ごとに幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

1 幼児期の教育・保育の量の見込み

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、認定の区分ごとに必要な量の見込みを算出、設定します

(1) 大宇陀区域

【現在の状況】

	1号 幼稚園	+	2号		+	3号 0~2歳	=	計
			幼稚園希望	それ以外				
定員	150		120					270
利用	86		55			34		175

(定員の内訳) 充足率・幼稚園：57.3% 保育所：74.2%

市立大宇陀幼稚園 150人

市立大宇陀保育所 120人

【ニーズ量（必要利用定員総数） 平成29年度】

	1号 幼稚園	+	2号		+	3号 0~2歳	=	計
			幼稚園希望	それ以外				
	52		16	33		58		159
	68		91					

【確保方策の検討案】

公立大宇陀幼稚園、公立大宇陀保育園を教育・保育一体化施設（認定こども園）として、平成27年度の開園を目指す。

- 市立大宇陀幼稚園、市立大宇陀保育所については現状として一体化施設になっており、地域住民も一体化施設と認識していることから、移行は容易である。平成 27 年度開園を目指して一体化施設としての整備を図ります。

【量の見込みと確保方策】（施設定員：教育 150・保育 120）

単位：人

		平成 27 年度				平成 28 年度			
		3～5 歳 教育の み (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あ り (3号)	3～5 歳 教育の み (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あ り (3号)
			幼稚園 の希望 が強い	左記以 外			幼稚園 の希望 が強い	左記以 外	
①量の見込み(必要利用定員総数)		54	17	35	63	52	16	33	60
②確保 方策	特定教育・保育施設	55	52		63	52	49		60
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0

平成 29 年度				平成 30 年度				平成 31 年度			
3～5 歳 教育の み (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あ り (3号)	3～5 歳 教育の み (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あ り (3号)	3～5 歳 教育の み (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あ り (3号)
	幼稚園 の希望 が強い	左記以 外			幼稚園 の希望 が強い	左記以 外			幼稚園 の希望 が強い	左記以 外	
52	16	33	58	49	15	32	55	47	15	30	91
52	49		58	49	47		55	47	45		91
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 菟田野区域

【現在の状況】

	1号 幼稚園	+	2号		+	3号 0~2歳	=	計
定員			幼稚園希望	それ以外		130		130
利用			26			15		41

(定員の内訳) 充足率・保育所：31.5%

公立菟田野保育所 130人

【ニーズ量（必要利用定員総数） 平成29年度】

	1号 幼稚園	+	2号		+	3号 0~2歳	=	計
	30		幼稚園希望	それ以外		41		
			9	20				100
	39		61					

【確保方策の検討案】

公立菟田野保育所に教育機能を付与し、認定こども園として開園に向けて検討、整備を図る。

- 菟田野区域には幼児教育ニーズはあるが幼稚園がないため、幼稚園を希望する幼児は大宇陀幼稚園を利用している状況です。

【量の見込みと確保方策】（施設定員：教育 0・保育 130）

単位：人

		平成 27 年度			平成 28 年度				
		3～5 歳 教育の み (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あ り (3号)	3～5 歳 教育の み (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あ り (3号)
			幼稚園 の希望 が強い	左記以 外			幼稚園 の希望 が強い	左記以 外	
①量の見込み(必要利用定員総数)		32	10	20	45	31	10	20	42
②確保 方策	特定教育・保育施設	32	30		45	31	30		42
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0

平成 29 年度				平成 30 年度				平成 31 年度			
3～5 歳 教育の み (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あ り (3号)	3～5 歳 教育の み (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あ り (3号)	3～5 歳 教育の み (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あ り (3号)
	幼稚園 の希望 が強い	左記以 外			幼稚園 の希望 が強い	左記以 外			幼稚園 の希望 が強い	左記以 外	
30	9	20	41	29	9	19	39	28	9	18	37
30	29		41	29	28		39	28	27		37
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 榛原区域

【現在の状況】

	1号 幼稚園	+	2号		+	3号 0~2歳	=	計
			幼稚園希望	それ以外				
定員	630		250					880
利用	203		101			72		376

(定員の内訳) 充足率・幼稚園 32.0% : 保育所 : 69.2%

公立榛原幼稚園 210人

公立宇陀市立榛原北保育園 100人

公立榛原東幼稚園 280人

私立しらゆり保育園 150人

公立榛原西幼稚園 140人

【ニーズ量（必要利用定員総数） 平成29年度】

	1号 幼稚園	+	2号		+	3号 0~2歳	=	計
			幼稚園希望	それ以外				
	130		40	83		149		402
	170		232					

【確保方策の検討案】

公立幼稚園3園と公立榛原北保育園について、将来的な子どもの減少及び地域の実情を踏まえ、認定こども園の開園も視野に入れながら検討、整備を図っていく。

- 榛原区域は、市立幼稚園3園、市立保育所1園、私立保育所1園あり、定員は幼稚園が計630人、保育所が計250人の状況ですが、幼稚園の充足率がかなり低い、将来は子どもの減少から施設（幼稚園）統合の検討が求められます。

【量の見込みと確保方策】（施設定員：教育 630・保育 250）

単位：人

		平成 27 年度				平成 28 年度			
		3～5 歳 教育の み (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あ り (3号)	3～5 歳 教育の み (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あ り (3号)
			幼稚園 の希望 が強い	左記以 外			幼稚園 の希望 が強い	左記以 外	
①量の見込み(必要利用定員総数)		135	42	87	164	131	41	84	156
②確保 方策	特定教育・保育施設	135	129		164	131	125		156
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0

平成 29 年度				平成 30 年度				平成 31 年度			
3～5 歳 教育の み (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あ り (3号)	3～5 歳 教育の み (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あ り (3号)	3～5 歳 教育の み (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あ り (3号)
	幼稚園 の希望 が強い	左記以 外			幼稚園 の希望 が強い	左記以 外			幼稚園 の希望 が強い	左記以 外	
130	40	83	149	123	38	79	144	117	36	75	137
130	123		149	123	117		144	117	111		137
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 室生区域

【現在の状況】

	1号 幼稚園	+	2号		+	3号 0~2歳	=	計
			幼稚園希望	それ以外				
定員	60		75					135
利用	31		27			10		68

(定員の内訳) 充足率・幼稚園：51.6% 保育所：49.3%

公立室生幼稚園 60人

公立宇陀市立室生保育園 75人

【ニーズ量（必要利用定員総数） 平成29年度】

	1号 幼稚園	+	2号		+	3号 0~2歳	=	計
			幼稚園希望	それ以外				
	27		8	17		25		77
	35		42					

【確保方策の検討案】

公立室生幼稚園、公立室生保育園を教育・保育一体化施設（認定こども園）として、平成27年度の開園を目指す。

- 市立室生幼稚園、市立室生保育園については現状として一体化施設になっており、地域住民も一体化施設と認識していることから、移行は容易である。平成27年度開設を目指して一体化施設としての整備を図ります。

【量の見込みと確保方策】（施設定員：教育 60・保育 75）

単位：人

		平成 27 年度				平成 28 年度			
		3～5 歳 教育の み (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あ り (3号)	3～5 歳 教育の み (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あ り (3号)
			幼稚園 の希望 が強い	左記以 外			幼稚園 の希望 が強い	左記以 外	
①量の見込み(必要利用定員総数)		28	9	18	27	27	9	18	26
②確保 方策	特定教育・保育施設	28	27		27	27	27		26
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0

平成 29 年度				平成 30 年度				平成 31 年度			
3～5 歳 教育の み (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あ り (3号)	3～5 歳 教育の み (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あ り (3号)	3～5 歳 教育の み (1号)	3～5 歳 保育あり (2号)		0～2 歳 保育あ り (3号)
	幼稚園 の希望 が強い	左記以 外			幼稚園 の希望 が強い	左記以 外			幼稚園 の希望 が強い	左記以 外	
27	8	17	25	26	8	17	24	25	8	16	23
27	25		25	26	25		24	25	24		23
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、認定の区分ごとに必要な量の見込み及び確保方策について設定します。

(1) 利用者支援（新規）

【概要】

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。

【実施方針】

身近な場所に設置することにより、情報提供・相談支援等に加えて、予防的な効果も期待されることから、提供区域に1か所を基本に設置を目指します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	箇所数	4	4	4	4	4
確保方策	箇所数	3	3	3	4	4

【確保の方策】

○ 提供区域ごとの確保の方策は次のとおりとします。

提供区域	現状（一か所）	確保の方策（2カ所）
大宇陀区域	子育て支援センター（すくすく）で実施	平成 27 年度（認定）こども園にて実施を目指す。（情報提供・相談支援等窓口設置）
		子育て支援センター（すくすく）
菟田野区域	子育て支援センター（すくすく）で実施	（認定）こども園にて実施を目指す。（情報提供・相談支援等窓口設置）
		子育て支援センター（すくすく）
榛原区域	子育て支援センター（すくすく）で実施	（認定）こども園にて実施を目指す。（情報提供・相談支援等窓口設置）
		子育て支援センター（すくすく）
室生区域	子育て支援センター（すくすく）で実施	平成 27 年度（認定）こども園にて実施を目指す。（情報提供・相談支援等窓口設置）
		子育て支援センター（すくすく）

(2) 延長保育事業

【概要】

保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、保育標準時間（11 時間）を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用するものです。

【実施方針】

見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備します。

		平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	平成 31 年 度
量の見込み	見込まれる利用人数	123	118	115	110	105

【確保の方策】

○ 提供区域ごとの確保の方策は次のとおりとします。

提供区域	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	平成 31 年 度	現状	確保の方策
大宇陀区域	26	25	25	24	22	私立保育所に対応	現状維持及びファミリーサポートセンター事業にて対応
菟田野区域	17	16	16	15	14	私立保育所に対応	現状維持及びファミリーサポートセンター事業にて対応
榛原区域	67	64	63	60	57	私立保育所に対応	現状維持及びファミリーサポートセンター事業にて対応
室生区域	13	12	12	11	11	私立保育所に対応	現状維持及びファミリーサポートセンター事業にて対応

(3) 放課後児童健全育成事業

【概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年までの児童が、学童保育所（放課後児童クラブ）を利用するものです。

【実施方針】

見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備します。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	低学年児の利用人数	173	170	154	143	140
	高学年児の利用人数	77	69	70	69	68
	箇所数	7	7	7	7	7
確保方策	定員	240	240	240	240	240
	箇所数	7	7	7	7	7

【確保の方策】

○ 提供区域ごとの確保の方策は次のとおりとします。

提供区域	学年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	現状	確保の方策
大宇陀区域	低学年	32	32	28	27	26	大宇陀小学校 保育室で実施	現状維持で対応
	高学年	13	12	12	12	12	大宇陀小学校 保育室で実施	現状維持で対応
菟田野区域	低学年	22	22	20	18	18	菟田野小学校 保育室で実施	現状維持で対応
	高学年	9	8	8	8	8	菟田野小学校 保育室で実施	現状維持で対応
榛原区域	低学年	98	96	88	81	79	榛原小学保育室 榛原東小学校 保育室で実施	現状維持で対応
	高学年	45	40	41	40	39	榛原小学保育室 榛原東小学校 保育室で実施	現状維持で対応
室生区域	低学年	21	20	18	17	17	室生児童館で実施	現状維持で対応
	高学年	10	9	9	9	9	室生児童館で実施	現状維持で対応

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【概要】

保護者が疾病等で児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設で児童を保護・養育するものです。

【実施方針】

見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	見込まれる利用人日	0	0	0	0	0
確保方策	子育て短期支援事業（ショートステイ）	現状維持で対応	現状維持で対応	現状維持で対応	現状維持で対応	現状維持で対応

【確保の方策】

○ 提供区域ごとの確保の方策は次のとおりとします。

提供区域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	現状	確保の方策
大宇陀区域	0	0	0	0	0	利用実績無し	現状維持で対応
菟田野区域	0	0	0	0	0	利用実績無し	現状維持で対応
榛原区域	0	0	0	0	0	利用実績無し	現状維持で対応
室生区域	0	0	0	0	0	利用実績無し	現状維持で対応

(5) 地域子育て支援拠点事業

【概要】

核家族化や地域のつながりの希薄化にともなって家庭や地域の子育て機能が低下したことや、子育て中の保護者の孤独感・不安感・負担感の増大等に対応するため、地域の身近な場所で乳幼児と保護者の相互の交流、子育てに関する相談、情報の提供、助言などの支援を行います。

【実施方針】

身近な場所に設置するため、おおむね提供区域（中学校区）に1か所を基本に設置します。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	見込まれる利用人数	936	890	854	819	783
確保方策	箇所数	3	3	3	4	4

【確保の方策】

○ 提供区域ごとの確保の方策は次のとおりとします。

提供区域	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	現状	確保の方策
大宇陀区域	197	188	180	173	165	つどいの広場で実施	平成27年度認定こども園において実施を目指す。
菟田野区域	139	132	126	121	116	子育て支援センターで実施	認定こども園において実施を目指す。
榛原区域	509	484	464	445	426	つどいの広場で実施	認定こども園において実施を目指す。
室生区域	85	81	78	75	71	つどいの広場で実施	平成27年度認定こども園において実施を目指す。

(6) 一時預かり事業

【概要】

通常の幼稚園教育時間の開始前や終了後、夏休みなどの幼稚園休業日に園児を預かる事業です。

【実施方針】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	①幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	5,656	5,470	5,426	5,152	4,901
	②2号認定による利用	19,721	19,072	18,920	17,966	17,089
確保方策	一時預かり事業（在園時対象型）※	現状維持又は、ファミリーサポートセンター事業にて対応	現状維持又は、ファミリーサポートセンター事業にて対応	現状維持又は、ファミリーサポートセンター事業にて対応	現状維持又は、ファミリーサポートセンター事業にて対応	現状維持又は、ファミリーサポートセンター事業にて対応

【確保の方策】

○ 提供区域ごとの確保の方策は次のとおりとします。

提供区域	学年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	現状	確保の方策
大宇陀区域	一時預かり	1,224	1,184	1,174	1,115	1,061	預かり保育又は、一時保育で対応	現状維持又は、ファミリーサポートセンター事業にて対応
	2号認定による利用	4,268	4,127	4,094	3,888	3,698	預かり保育又は、一時保育で対応	現状維持又は、ファミリーサポートセンター事業にて対応
菟田野区域	一時預かり	721	697	691	656	624	預かり保育又は、一時保育で対応	現状維持又は、ファミリーサポートセンター事業にて対応
	2号認定による利用	2,512	2,430	2,410	2,289	2,177	預かり保育又は、一時保育で対応	現状維持又は、ファミリーサポートセンター事業にて対応
榛原区域	一時預かり	3,070	2,969	2,945	2,797	2,660	預かり保育又は、一時保育で対応	現状維持又は、ファミリーサポートセンター事業にて対応

	2号認定による利用	10,704	10,352	10,269	9,751	9,275	預かり保育又は、一時保育で対応	現状維持又は、ファミリーサポートセンター事業にて対応
室生区域	一時預かり	642	620	616	584	556	預かり保育又は、一時保育で対応	現状維持又は、ファミリーサポートセンター事業にて対応
	2号認定による利用	2,237	2,164	2,146	2,038	1,939	預かり保育又は、一時保育で対応	現状維持又は、ファミリーサポートセンター事業にて対応

(7) 一時預かり事業（在園時対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

【概要】

保護者の私用などで、一時的に家庭で保育できない場合に利用するものです。

事業としては一時預かりのほか、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く]）が想定されています。

【実施方針】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	(7)以外の一時預かり	8,425	8,038	7,766	7,437	7,101
確保方策	一時預かり事業(在園時対象型を除く)	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持

【確保の方策】

○ 提供区域ごとの確保の方策は次のとおりとします。

提供区域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	現状	確保の方策
大宇陀区域	1,807	1,724	1,666	1,595	1,523	一時保育又はファミリーサポートセンター事業にて対応	現状維持
菟田野区域	1,157	1,104	1,067	1,021	975	一時保育又はファミリーサポートセンター事業にて対応	現状維持
榛原区域	4,589	4,378	4,230	4,051	3,868	一時保育又はファミリーサポートセンター事業にて対応	現状維持
室生区域	872	832	804	770	735	一時保育又はファミリーサポートセンター事業にて対応	現状維持

(8) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

【概要】

子どもが病気又は病気の回復期にあり、保育所等が利用できず、保護者も就労等で保育できない場合に利用するものです。

【実施方針】

ニーズに対応するため、市内への設置を図ります。また、これを補完するため、ファミリー・サポート・センターでの病児・緊急対応強化事業実施を図ります。

		平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	平成 31 年 度
量の見込み	見込まれる利用人数	613	588	574	548	522
確保方策	病児保育事業	病後児の対応施設の設置を指す。	病後児の対応施設の設置を指す。	病後児の対応施設の設置を指す。	病後児の対応施設の設置を指す。	病後児の対応施設の設置を指す。
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	実施を検討する	実施を検討する	実施を検討する	実施を検討する	実施を検討する

【確保の方策】

○ 市全域を提供区域とし、市内 1 カ所の設置を図ります。

提供区域	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	平成 31 年 度	現状	確保の方策
宇陀市全域	1	1	1	1	1	対応施設等無し	病後児の対応施設の設置を指す。

(9) 妊婦に対する健康診査

【概要】

妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、医療機関で受ける妊婦健康診査（医学的検査を含む）にかかる費用のうち一定の額を公費で負担するものです。

【実施方針】

見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。（〇歳児の推計より抽出）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	見込まれる人数	153 人	144 人	139 人	135 人	127 人
	健診回数	14	14	14	14	14
確保方策	実施場所	県内・県外の 病院等施設 で実施	県内・県外の 病院等施設 で実施	県内・県外の 病院等施設 で実施	県内・県外の 病院等施設 で実施	県内・県外の 病院等施設 で実施

第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

以下の事項について記載

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方（6ページの一体化運営の考え方と整合）
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策（幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること）（人材の確保の方策検討）
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進
- 幼保小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

第5章 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

以下の事項について記載

- 保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備。
- 0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、ニーズ調査結果を分析しつつ、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）から利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要。

第6章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

以下の事項について記載

- 都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載。
 - 児童虐待防止対策の充実
 - ・ 児童虐待防止対策の充実
 - ・ 関係機関との連携及び市町村における相談体制の強化
 - ・ 発生予防、早期発見、早期対応等
 - ・ 社会的養護施策との連携
 - 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - 子どもの人権を尊重し、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実。
- ※上記の施策について、子ども・子育て支援新制度以外の施策との連携の必要性も記載

第7章 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

以下の事項について記載

- 都道府県、地域の企業、労働者団体、都道府県労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進める。
 - 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）
 - ・ 労働者、事業主、住民の理解促進・具体的な実現方法の周知のための広報・啓発
 - ・ 好事例の収集・提供等
 - ・ 企業における研修の実施等
 - ・ 仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の表彰等
 - ・ 公共調達における優遇措置等による仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の取組支援
 - 仕事と子育ての両立のための基盤整備
- ※次世代行動計画作成指針の記載を踏まえて記載